



埼玉県報

第 2 4 3 1 号
平成24年10月9日
火 曜 日

目 次

告示

- [埼玉県税務システム機能保守等業務委託に関する契約の相手方等の公示\(税務課\)](#)
- [鳥獣保護区の期間更新\(自然環境課\)](#)
- [鳥獣保護区の期間更新\(自然環境課\)](#)
- [鳥獣保護区の期間更新\(自然環境課\)](#)
- [鳥獣保護区の期間更新\(自然環境課\)](#)
- [鳥獣保護区の期間更新\(自然環境課\)](#)
- [鳥獣保護区の期間更新\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [指定猟法禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [一般国道254号の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県立循環器・呼吸器病センターの高速X線CT装置の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千三百四十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県税務システム機能保守等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年7月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額
35,999,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告示

埼玉県告示第千二百四十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十四年埼玉県告示第千九百四十七号（鳥獣保護区の更新について）に係る奥橋立鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

奥橋立鳥獣保護区

二 区域

平成五十七年埼玉県告示第千六百三十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百五十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十四年埼玉県告示第千九百四十八号（鳥獣保護区の更新について）に係る鷲宮神社鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

鷲宮神社鳥獣保護区

二 区域

平成四年埼玉県告示第千四百五十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百五十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十四年埼玉県告示第千九百四十三号（鳥獣保護区の新設について）に係る玉川村川の広場鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

玉川村川の広場鳥獣保護区

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百四十三号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十四年埼玉県告示第千九百四十四号（鳥獣保護区の新設について）に係る横瀬鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

横瀬鳥獣保護区

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百四十四号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十四年埼玉県告示第千九百四十五号（鳥獣保護区の新設について）に係る仙元山公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

仙元山公園鳥獣保護区

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百四十五号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第千二百五十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

熊谷相上・玉作特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

熊谷市相上地内において、一級河川和田吉野川左岸河川境界と一般県道青山熊谷線との交点を起点とし、同地点から同県道に沿って南に進み、一級河川和田吉野川右岸河川境界との交点に至り、同地点から同右岸河川境界に沿って東北東のち南東に進み、熊谷市道大里八百十二号線の延長線との交点に至り、同地点から同延長線上に沿って南に進み、熊谷市道大里八百十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、熊谷市道大里八百十一号との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、大里比企広域農道との交点に至り、同地点から同広域農道に沿って北に進み、一級河川和田吉野川右岸河川境界との交点に至り、同地点から同右岸河川境界に沿って東に進み、熊谷市道大里千一号線と熊谷市道大里八百六号線の交点から南に延長した直線との交点に至り、同地点から同直線上に沿って北に進み、熊谷市道大里千一号線と熊谷市道大里八百六号線の交点に至り、同交点から熊谷市道大里千一号線に沿って北に進み、熊谷市道大里七百一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、熊谷市道大里六百八十六号線との交点に至り、同交点から北に延長した直線に沿って進み、一級河川和田吉野川左岸河川境界との交点に至り、同地点から同左岸境界に沿って西に進み、大里比企広域農道との交点を経てさらに同左岸河川境界に沿って西のち北西のち西南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域（二十・五ヘクタール）

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百五十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

北足立特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

（旧）鴻巣市（平成十七年十月一日の合併以前の鴻巣市をいう。以下同じ。）と（旧）北足立郡吹上町（平成十七年十月一日の合併以前の北足立郡吹上町をいう。以下同じ。）と比企郡吉見町の境界との交点を起点とし、同地点から鴻巣市と比企郡吉見町との境界に沿って北西に進み、鴻巣市道吹千五十五号線と荒川を結ぶ管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北東に進み、同市道との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、同市道と鴻巣市道吹千五十八号線との交点に至り、同地点から鴻巣市道吹千九十三号線を結ぶ管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路を北東に進み、同市道との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、同市道の終点と（旧）鴻巣市と（旧）北足立郡吹上町との境界を結ぶ管理用道路を南東に進み、同管理用道路と（旧）鴻巣市と（旧）北足立郡吹上町との境界との交点に至り、同地点から（旧）鴻巣市と（旧）北足立郡吹上町との境界に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域。

なお、北足立特定猟具使用禁止区域（銃）のうち、鴻巣市を除く区域については、従前のおりとする。（計四万五千八百九・九ヘクタール）

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百五十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

埼玉特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

八潮市、吉川市及び三郷市の区域（ただし、平成十八年埼玉県告示第千八百三十四号で告示したみさと公園鳥獣保護区を除く。）（面積七千九百六十九・一ヘクタール）

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百五十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

庄和特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

春日部市西親野井地内において、春日部市と北葛飾郡杉戸町と千葉県野田市との境界を起点とし、同地点から春日部市と千葉県野田市の境界に沿って南に進み、春日部市と北葛飾郡松伏町と千葉県野田市の境界に至り、同地点から春日部市と北葛飾郡松伏町の境界に沿って南西に進み、同境界と一級河川中川との接点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、同河川から同境界が南西に屈曲する頂点に至り、同地点から同河川に沿って北西に進み、春日部市と北葛飾郡杉戸町の境界に至り、同地点から春日部市と北葛飾郡杉戸町の境界に沿って北に進み、同境界が北東に屈曲する頂点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（面積二千百八十六ヘクタール）

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百五十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

渡良瀬遊水池特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

加須市における一級河川谷田川に架かる谷田川橋上流の一級河川谷田川右岸ら一級河川谷田川右岸堤防の間の区域（面積四十三ヘクタール）

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百五十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

菖蒲特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久喜市菖蒲町菖蒲地内において、久喜市道菖蒲三号線と加須市との境界との交点を起点とし、同地点から加須市との境界に沿って北東に進み、同境界に沿って南東に進み、同境界に沿って北東に進み、県道加須・菖蒲線との交点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲千五百五十四号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲千四百四十五号線の接点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、国道百二十二号線バイパスとの交点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲千八百二十号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲千二百一十七号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って北西、北東に進み、一級河川備前堀川との接点に至り、同地点から同河川を同境界に沿って南東に進み、川妻橋に至り、同橋から同河川に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千二百七十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、北中曽根との境界に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、一級河川備前堀川及び北中曽根の境界に至り、同地点から同河川に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百八十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千五百一十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千八百二十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千四百八十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、道菖蒲千四百八十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千四百九十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千四百五十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲千七百八十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千四百二十七号線との接点に至り、同地点

から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千四百二十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千四百二十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百六十二号線から延長した直線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、一級河川星川に至り、同地点から同河川に沿って西に進み、主要地方道さいたま・菖蒲線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百二十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百二十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千七百四十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、見沼代用水路に至り、同地点から同水路に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二十三号線を東に延長した線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、附廻堀悪水路に至り、同地点から同水路に沿って北に進み、久喜市道菖蒲二千七百七十二号線との接点に至り、同地点から同水路に沿って北に進み、久喜市道菖蒲二千七百七十五号線との交点に至り、同地点から同水路を西に進み、主要地方道川越・栗橋線を直進し、久喜市道菖蒲五十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千二百六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千二百十三号線の接点に至り、同地点から同市道を北西に進み、加須市境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、県道北根・菖蒲線との接点に至り、同地点から同境界に沿って同県道を南東に進み、同県道と同境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千二百十七号線の接点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千二百十五号線の接点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千二百十四号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って南東、南西に進み、久喜市道菖蒲十四号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千二百九号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千七百七十九号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、さらに同境界に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千百十号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、県道北根・菖蒲線との接点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、

久喜市道菖蒲二千百三号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千百二号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、さらに同境界に沿って南西に進み、県道北根・菖蒲線との接点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、同県道と加須市との境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千七百三十九号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、見沼代用水路との接点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千五百五十八号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って、南及び北東に進み、久喜市道菖蒲千九十六号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千九十七号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。(面積六百三十七・一ヘクタール)

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百六十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

鷲宮特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久喜市内において、旧鷲宮町（昭和三十年一月一日以降の鷲宮町をいう。）の区域全域。ただし、平成四年埼玉県告示第千四百五十号で告示した鷲宮神社鳥獣保護区の区域を除いた区域。（面積千三百八十七・二ヘクタール）

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百六十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

松伏特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

松伏町の区域（ただし、平成二十年埼玉県告示第千四百一号で告示したまつぶし緑の丘公園鳥獣保護区及び平成二十二年埼玉県告示第千三百六十七号で告示した東部特定猟具使用禁止区域（銃）を除く。）（面積千五百一・一ヘクタール）

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千三百六十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

騎西特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

加須市鴻荃地内において、国道百二十二号線と市道騎三千五百九十二号線との交点を起点とし、同地点から同国道に沿って北西に進み、市道騎千三号線との交点に至り、同地点を左折し、同市道に沿って西に進み、さらに北に進み、市道騎三千三十七号線を経て市道騎三千三十五号線との交点に至り、同地点を右折し、同市道に沿って東に進み、市道騎三千百二十一号線との交点に至り、同地点を右折し、同市道に沿って南に進み、市道騎三千百三十五号線との交点に至り、同市道に沿って南に進み、用排水路との交点に至り、同地点を左折し、同排水路に沿って東に進み、市道騎三千七百九十四号線に入り、さらに東に進み、遊水池に至り、同遊水池に沿ってさらに進み、市道騎三千三百五十九号線に入り、同市道に沿って南東に進み、市道騎三千三百五十八号線に入り、同市道に沿って更に南東に進み、市道騎二百二号線との交点に至り、同地点を左折し、同市道に沿って北東に進み、市道騎三千三百五十二号線との交点に至り、同地点を右折し、同市道に沿って南東に進み、市道騎三千三百四十五号線との交点に至り、同地点を左折し、同市道に沿って北東に進み、市道騎三千三百四十七号線との交点に至り、同地点を右折し、同市道に沿って南東に進み、主要地方道加須・鴻巣線との交点に至り、同地点を右折し、同主要地方道に沿って南西に進み、市道騎三千四百八十八号線との交点に至り、同地点を右折し、同市道に沿って南東に進み、市道騎三千四百九十一号線を経て市道騎三千四百五十七号線との交点に至り、同地点を右折し、同市道に沿って南西に進み、市道騎十七号線との交点に至り、同地点を左折し、同市道に沿って南東に進み、市道騎三千五百二十三号線との交点に至り、同地点を右折し、同市道に沿って南西に進み、市道騎三千五百三十一号線との交点に至り、同地点を左折し、同市道に沿って北西に進み、市道騎三千五百四十四号線との交点に至り、同地点を左折し、同市道に沿って南西に進み、市道騎三千五百四十六号線の終点との交点に至り、同地点を左折し、同市道に沿って南東に進み、備前堀大英寺落に至り、同落の左岸に沿って更に南東に進み、市道騎三千

五百七十六号線の北東端に向かって南に進み、同落を越えて市道騎三千五百七十六号線に入り、同市道に沿って南西に進み、市道騎三千五百七十七号線との交点に至り、同地点を左折し、同市道に沿って南東に進み、市道騎百二十四号線との交点に至り、同地点を右折し、同市道に沿って西に進み、市道騎三千五百九十二号線との交点に至り、同地点を左折し、同市道に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域。

加須市中ノ目地内において、主要地方道加須・鴻巣線と市道騎千五百五十七号線との交点を起点とし、同地点から同地方道に沿って南西へ進み、市道騎千五百六十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、同市中ノ目と同市戸室との接点に至り、同地点から同市中ノ目の同市戸室との境界に沿って南西へ進み、市道騎千五百七十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、市道騎千五百七十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西へ進み、市道騎千五百七十六号線との交点に至り、同地点から同市中ノ目と同市戸室の境界に沿って南西へ進み、市道騎百十四号線との交点に至り、同地点から同市中ノ目と同市戸室の境界に沿って南へ進み、県道加須・鴻巣線との交点に至り、同地点から同市中ノ目と同市戸室の境界に沿って南へ進み、市道騎二千百十二号線との交点に至り、同地点から同市中ノ目と同市戸室の境界に沿って南へ進み、同市中ノ目と同市中種足の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西へ進み、同市中ノ目と同市上種足の境界の接点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、同市中ノ目と同市上種足及び鴻巣市との境界に至り、同地点から同境界に沿って北へ進み、同市中ノ目と同市下崎との境界に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、市道騎千五百六十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、市道騎千五百五十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（面積三百二十五・六ヘクタール）

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百六十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

小林特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久喜市菖蒲町小林地内において、久喜市道菖蒲二千七百四十七号線を延長した直線と久喜市道菖蒲二千二百五十三号線との交点を起点とし、同地点から久喜市道菖蒲二千二百五十三号線に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲五十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、附廻堀悪水路との交点に至り、同地点から同水路を東に進み、主要地方道川越・栗橋線を直進し、同水路を東に進み、久喜市道菖蒲二千七百七十五号線との交点に至り、同地点から同水路を南に進み、久喜市道菖蒲二千七百七十二号線との接点に至り、同地点から同水路に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二千三百二十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、同市道を延長した線と見沼代用水路との交点に至り、同地点から同水路を北東に進み、久喜市道菖蒲千七百四十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百五十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲十一号線を直進し、久喜市道菖蒲千七百四十五号線の接点に至り、同地点から同市道を南東に進み、久喜市菖蒲町柴山枝郷と南埼玉郡白岡町大字柴山の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、見沼代用水路との交点に至り、同地点から同水路に沿って南に進み、一級河川隼人堀川との交点に至り、同地点から同河川に沿って西に進み、久喜市菖蒲町柴山枝郷と南埼玉郡白岡町大字柴山の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、さらに同境界に沿って南西に進み、さらに同境界に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千六百九十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千六百九十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百七十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進

み、久喜市道菖蒲二千七百四十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、首都圏中央連絡自動車道（都市計画決定路線）との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って東に進み、久喜市道菖蒲二千三百四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、主要地方道川越・栗橋線との接点に至り、同地点から同主要地方道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千三百九十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千四百四十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一級河川野通川を越え、久喜市道菖蒲二千二百五十三号線の起点に至る線で囲まれた区域。（面積四百二十一・五ヘクタール）

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百六十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

入間東部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百六十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

入間北部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百六十四号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百六十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

深谷特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十七年埼玉県告示第千二百一十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百六十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

岡部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百十四号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百六十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

櫛挽特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十三号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百六十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

美里南部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百六十八号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百七十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

市野川特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十七年埼玉県告示第千二百二十八号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百七十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

加須特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千二百三十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百七十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

玉川東部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十五年埼玉県告示第千二百三十七号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百七十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

秩父北特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百五十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百七十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

豊里運動公園特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百五十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百七十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

北川辺特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百五十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百七十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

荒川指定猟法禁止区域

二 区域

（旧）鴻巣市（平成十七年十月一日の合併以前の鴻巣市をいう。以下同じ。）と（旧）北足立郡吹上町（平成十七年十月一日の合併以前の北足立郡吹上町をいう。以下同じ。）と比企郡吉見町の境界との交点を起点とし、同地点から鴻巣市と比企郡吉見町との境界に沿って北西に進み、鴻巣市道吹千五十五号線と荒川を結ぶ管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北東に進み、同市道との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、同市道と鴻巣市道吹千五十八号線との交点に至り、同地点から鴻巣市道吹千九十三号線を結ぶ管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路を北東に進み、同市道との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、同市道の終点と（旧）鴻巣市と（旧）北足立郡吹上町との境界を結ぶ管理用道路を南東に進み、同管理用道路と（旧）鴻巣市と（旧）北足立郡吹上町との境界との交点に至り、同地点から（旧）鴻巣市と（旧）北足立郡吹上町との境界に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域。

なお、荒川指定猟法禁止区域のうち、鴻巣市を除く区域については、従前のおりとする。（千八百八十八ヘクタール）

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る指定猟法

鉛散弾を使用する猟法

告 示

埼玉県告示第千二百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

せんげん台パークタウンショッピングデパート

埼玉県越谷市千間台西三丁目二番十二号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マイカル 代表取締役 岡田元也

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号 外 計十四者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計十四者

ハ 変更年月日

平成十七年四月一日外

二 届出年月日

平成二十四年九月二十七日

ニ 縦覧期間

平成二十四年十月九日から平成二十五年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十月九日から平成二十五年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千三百七十八号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（高精度三次元測量、河川事業に伴う水準測量）

二 作業期間

平成二十四年十一月一日から平成二十五年二月二十八日まで

三 作業地域

さいたま市、蕨市、戸田市（高精度三次元測量）

加須市、久喜市、幸手市（河川事業に伴う水準測量）

告 示

埼玉県告示第千二百七十九号

測量計画機関の長である埼玉県春日部農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県春日部農林振興センター

二 作業種類

公共測量（確定測量、土地改良事業（ほ場整備）江ヶ崎・実ヶ谷地区）

三 作業地域

蓮田市大字江ヶ崎地内ほか

四 作業期間

平成二十四年七月三日から平成二十五年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百八十号

測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長石渡廣一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

三 作業地域

さいたま市南区別所七丁目

四 作業期間

平成二十四年九月十日から平成二十五年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千三百八十一号

測量計画機関の長である本庄市長吉田信解から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

本庄市

二 作業種類

公共測量（都市計画図作成）

三 作業地域

本庄市全域

四 作業期間

平成二十四年八月三日から平成二十五年三月二十九日まで

告示

埼玉県告示第千三百八十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇八 十一 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市入間川字沢久保九百六十一番一 外四十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千二十七・〇立方メートル

浸透効果量 〇・二五九立方メートル毎秒

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋

剛

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 二百五十四号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
池一七六七番二地先まで	本庄市児玉町児玉字思池一七六五番三 地先から同市児玉町児玉字思	区 間
一七・七〇	一四・八〇 一六・五〇 二四・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	七七・四〇	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県病院事業告示第三十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
高速 X 線 C T 装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局用度担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
- 3 落札者を決定した日
平成 24 年 10 月 2 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原医療器械店さいたま支店
埼玉県さいたま市見沼区東大宮 6 丁目 3 番地の 3
- 5 落札金額
256,935,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 24 年 8 月 21 日

告 示

埼玉県教委告示第三十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年十月九日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十四年十月十六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県生涯学習審議会委員の任免について

ロ その他